

独占禁止法遵守マニュアル作成の手引き

平成26年11月
(一社) 日本空調衛生工事業協会

はじめに

「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引き」は、空調衛生工事業界におけるコンプライアンスの徹底に係る日空衛の取り組みの一環として、各会員企業、会員団体傘下企業が独占禁止法遵守に必要な実用的マニュアルを作成するときの参考となるよう作成したものです。

いわゆる企業コンプライアンスの対象となる分野は幅広いものですが、ここでは、対象を独占禁止法の遵守に限定しています。また、マニュアルとされるものには、必要な部署の設置を含む社内体制や講習・研修等の日常的取り組みにまで言及するものもありますが、本手引きでは、社員の行動基準を示す実用的な法令遵守マニュアルの作成を前提として、その作成に当たっての指針となるような項目を取り上げ、まとめました。

企業によっては、より広範なコンプライアンスの徹底についての取り組みを行う中で、独占禁止法遵守を含む幅広いコンプライアンス・マニュアルを作成することがありますので、その場合には、独占禁止法に係る部分について、本手引きに記載した項目が含まれているかをチェック材料として活用して下さい。

1. 手引きの内容

本手引きは、各企業が作成するマニュアルの構成要素となる項目を示すことで、マニュアルとして最低限必要と考えられる内容を確認できるようにしました。

具体的な記載内容の参考となる資料として、「独占禁止法遵守マニュアル作成の手引」（平成26年5月版、発行：（公財）建設業適正取引推進機構）（以下、「建設業適取手引」という。）を添付しました。各項目について「建設業適取手引」の中で参考となるページを示しています。これを参照して、適宜その内容をマニュアルに取り込む方法もあります。

（注）〈参考：P. ○○〉は、添付した「建設業適取手引」のページを指しています。

2. 独占禁止法遵守マニュアルの構成要素

○経営者のメッセージ

⇒経営トップの法令遵守の方針を明らかにし、マニュアル作成の意図を説明する。

- ・ 法令遵守の明確な決意表明
- ・ 法令遵守の意義
- ・ 法令遵守違反がもたらす結果
 - 社会的信用の失墜
 - 課徴金、損害賠償請求などによる経済的損失
 - 指名停止、営業停止などによる事業損失
 - 企業存立基盤への影響

〈参考：P. 13～14〉

○独占禁止法の概要

⇒独占禁止法の概要を示し、どのような行為が、なぜ禁止されているのか、基本的な理解を求める。

- ・ 独占禁止法とは何か
 - 独占禁止法の目的、仕組み

〈参考：P. 25～27〉

- ・ 独占禁止法は何を禁止しているか
 - 私的独占の禁止
 - 不当な取引制限の禁止
 - カルテル、入札談合

＜参考：P. 28、P. 32～33＞

 - 不公正な取引方法の禁止
 - ダンピング、優越的地位の濫用等

＜参考：P. 33～35＞

○独占禁止法を踏まえた行動基準

⇒ 行ってはならないことを具体的に示し、日常的な行動の規範とする。

- ・ 入札談合の関係で行ってはならないこと（具体的に列挙する）

＜参考：P. 31＞

- ・ 不公正な取引方法の関係で行ってはならないこと

（ダンピング、優越的地位の濫用等の具体的な例示を示す）

＜参考：P. 34～36＞

（○入札談合に関するQ & A）

⇒ 上記の行動基準を補足するため、必要に応じ、Q & Aを作成し、理解を深める。

＜参考：P. 29～33＞

○独占禁止法違反に対するペナルティ

⇒ 独占禁止法違反に対するペナルティを示し、それが企業にもたらす損失やリスクについて基本的な理解を求める。

- ・ 独占禁止法に基づく行政処分
 - 排除措置命令
 - 課徴金納付命令

＜参考：P. 37～42＞

- ・ 刑事罰

＜参考：P. 42～44＞

- ・建設業法に基づく監督処分

- 営業停止処分等

＜参考：P46＞

- ・指名停止、一般競争入札への参加資格の停止

＜参考：P. 46～47＞

- ・違約金、損害賠償請求

＜参考：P. 44～45＞

○相談窓口、通報窓口について

⇒判断が難しい事案の相談や法令違反が疑われる事実、情報に接したときの窓口を明らかにしておく。

- ・相談窓口、通報窓口の設置

＜参考：P. 17＞

3. その他

入札談合の未然防止の徹底のため、公正取引委員会が「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（入札ガイドライン）を示しています。入札談合に関し行ってはならないことの整理やQ & A作成の参考となります。

＜参考：P. 70～83＞